

AEAJ ボランティア活動支援制度 <復興支援>

申込要項

公益社団法人 日本アロマ環境協会(AEAJ)

<制度趣旨>

AEAJ個人正会員または法人登録会員が、災害時における復興支援のために実施するアロマセラピーボランティア活動に対して助成する制度です。以下の条件を満たす場合、使用する材料費および交通費の一部を助成いたします。

<申請にあたって>

1. 条件

- ① 国の特定非常災害に指定された災害でのアロマセラピーボランティア活動であること。
※法人正会員(法人登録会員)の場合、法人の職員としてではなく、個人としての活動と認められる場合は、支援の対象となります。
※個人正会員であっても、属する企業の活動とみなされる場合は支援対象外となります。
- ② 申請者は原則として AEAJ の個人正会員または法人登録会員であること。
- ③ 活動内容は AEAJ の主旨に沿ったアロマセラピーの実践であること。
- ④ 活動内容は各活動メンバーの AEAJ 資格に応じた内容であること。
※AEAJ 認定資格未取得の方は、アロマセラピー以外の活動(準備や傾聴など)のみ参加可。
- ⑤ 被災者や被災者のケアをされている方を対象に行っていること。
- ⑥ 本制度の趣旨を理解し、当該活動について利益活動と結び付けないこと。
- ⑦ 活動メンバー全員がボランティア保険に加入していること。
※被災地で活動する場合、「災害ボランティア保険」「ボランティア保険(天災プラン)」等に必ず加入すること。
※申請書の署名欄に代表者の署名を記載すること。
- ⑧ 申請者は活動中の 2 週間以上前に提出すること。
- ⑨ 活動実施後、2 週間以内に活動報告書・精算書を AEAJ 事務局へ郵送にて提出すること。
- ⑩ 同じグループでの活動の場合、1 回の申請とすること。

2. 支援内容

- ① 材料費: 1 回の活動につき上限 1 万円(税込)
※本支援制度の利用回数制限なし。但し、当該年度予算に達した時点で支援終了となる場合あり。
- ② 支援対象資材: 下記以外は支援対象にはなりませんのでご注意ください。
 - ・精油: アロマセラピー検定公式テキスト 1 級に記載の 30 種
 - ・植物性油性基材: 12 種
(アボカド油、オリーブ油、グレープシード油、ココナッツ油、小麦胚芽油、
スイートアーモンド油、セサミ油、月見草油、ツバキ油、マカデミアナッツ油、
ホホバ油、植物性スクワラン)
- ③ 交通費: 1 回の活動につき上限 5 千円(税込)
※グループの場合、参加人数に関わらず 1 グループにつき上限 5 千円。
※公共交通機関を利用した場合、精算書に経路を記入すること。なお、新幹線・特急列車・航空機を利用した場合に限り、同精算書に領収書を添付すること。
※車で移動した場合、出発時に燃料を満タンにし、帰着時に再度燃料を満タンにした際の領収書を精算書に添付すること。また同精算書に移動経路も記入すること。
※高速道路利用料金も対象となる。
※レンタカー代は対象外とする。

3. 申請受付期間

2021 年 3 月末まで

4. 申請に必要な書類

- ① 復興アロマセラピーボランティア活動 支援申請書
- ② ボランティア保険加入証明書(活動メンバー全員分のコピー)

5. 申請～承認～支援までの流れ

- ① AEAJ 公式サイトより申請要項(本紙)をダウンロードし、申請条件を確認。
- ② 必要書類(①支援申請書、②ボランティア保険加入証明書(活動メンバー全員分のコピー))を E-Mail、FAX または郵送にて提出。
- ③ AEAJにて申請内容を審査(承認後、承認通知書を申請者へ E-Mail または郵送)。
- ④ 活動実施後、AEAJ 公式サイトより活動報告書・精算書をダウンロードし、郵送にて提出。
※領収書添付の為、E-Mail および FAX 不可。
- ⑤ AEAJにて活動報告書・精算書の内容を確認後、振込指定先へ入金。

＜本支援制度に関する注意事項＞

■申請内容について

- ・本支援制度はボランティア活動をしている方の材料費、交通費全てを支援する制度ではありません。出来る限り多くの AEAJ 会員の方が本支援制度をご利用の上、アロマセラピーボランティア活動が可能となるよう支援金額の上限を定めております。ご申請いただいた内容通りの支援が出来ない場合があります。予めご承知おきください。
- ・医療行為、医業類似行為および誤解を招くおそれのある活動は行わないでください。
※医療従事者であっても、本支援制度のボランティア活動の対象外となります。
- ・活動が不適切と判断した場合、指導を行う場合があります。その際は、指導に沿った活動に変更してください。場合によっては支援を中止することがあります。

■AEAJ 資格と活動内容について

- ・AEAJ では、認定資格ごとに能力基準を定めており、各認定資格に応じたアロマセラピー活動の内容を明示しております。この為、本支援制度を利用される AEAJ 会員の方に関しては、ご自身の認定資格に応じたアロマセラピー活動を推奨しています。

■活動報告について

- ・活動報告書・精算書は、活動実施後、必ず 2 週間以内に AEAJ まで郵送にて、ご提出ください。
- ・期日を過ぎてご提出された場合、支援が不可となることもございます。予めご承知おきください。

■領収書について

- ・精算書には、必ず材料費、交通費の領収書を添付してください。
なお、領収書類は A4 サイズの白紙に、時系列ごとにまとめて貼付し、提出してください。
- ・領収書の宛名は、必ず「AEAJ」または「(公社)日本アロマ環境協会」にしてください。
- ・領収書の日付は、支援を受けている年度内のものを添付してください。
- ・領収書には、申請者のサインまたは捺印をしてください。
- ・領収書の発行者が申請者ご自身の場合は、支援対象外となります。

■支援費の支払いについて

- ・ご提出いただいた支援申請書および活動報告書・精算書、領収書添付の有無に基づき、AEAJ より材料費および交通費をお支払いします。
- ・支払日は原則として、活動報告書・精算書提出の翌月末となります(提出時期により支払日の変動あり)。

＜本件お問い合わせ先＞

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 21 番 12 号 S-FRONT 代々木 7 階
AEAJ 事務局 ボランティア活動支援制度＜復興支援＞担当 宛
Tel:03-6384-2861 / FAX:03-6384-2864
E-Mail: volunteer@aromakankyo.or.jp